

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月15日（令和6年（行情）諮問第147号）、同年12月12日（同第1380号）及び令和7年6月19日（令和7年（行情）諮問第691号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（行情）答申第425号、同第443号及び同第449号）

事件名：北朝鮮軍事便覧の一部開示決定に関する件

「北朝鮮軍事便覧」及び当該文書に関連して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件
北朝鮮軍事便覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1（1）及び（3）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書3」という。）につき、「北朝鮮軍事便覧（平成12年3月 中央資料隊）」（以下「本件対象文書」という。）の一部を不開示とし、別紙1の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1及び本件請求文書3と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年3月14日付け防官文第3175号、平成30年4月19日付け同第6339号及び令和7年2月21日付け同第3623号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1について）

一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア 他にも文書が存在するはずである。

関連文書が特定されていないので、その特定を求める。

イ 上記（１）と同旨。

（３）審査請求書３（原処分３について）

ア 上記（１）と同旨。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（４）意見書（原処分２について。なお、添付資料は省略する）

意見：既に開示されている内容については開示可能である。

同様な性格を持つ資料で、諮問庁が過去に開示した内容については、本件対象文書においても開示可能と思われるので、資料として提出する。

第３ 諮問庁の説明の概要

１ 経緯

（１）原処分１について（諮問第１４７号）

本件開示請求は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、平成２９年３月１４日付け防官文第３１７５号により、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った。

本件審査請求は、原処分１に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年１０か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長

期間を要したものである。

(2) 原処分2について（諮問第1380号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成30年4月19日付け防官文第6339号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3について（諮問第691号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和7年2月21日付け防官文第3623号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

(1) 原処分1及び原処分2について（諮問第147号及び諮問第1380号）

原処分1及び原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表及び別紙1の3のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

(2) 原処分3について（諮問第691号）

本件対象文書中、102枚目、122枚目、226枚目、235枚目、270枚目、283枚目ないし285枚目、297枚目、336枚目、426枚目及び449枚目のそれぞれ一部並びに290枚目及び469枚目のそれぞれページ番号を除く全てについては、防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力、計画等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について（諮問第147号）

審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2（1）のとおり、本

件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について（諮問第1380号）

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するはずである」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

イ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2（1）のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ウ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2を維持することが妥当である。

(3) 原処分3について（諮問第691号）

ア 上記（2）イと同旨。ただし、「原処分2」とあるのを「原処分3」、「上記2（1）」とあるのを「上記2（2）」と読み替える。

イ 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

ウ 上記（2）ウと同旨。ただし、「原処分2」とあるのを「原処分3」と読み替える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| ① | 令和6年2月15日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第147号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年3月8日 | 審議（同上） |
| ④ | 同年12月12日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1380号） |
| ⑤ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ | 令和7年1月10日 | 審議（同上） |
| ⑦ | 同月14日 | 審査請求人から意見書を収受（同上） |
| ⑧ | 同年6月19日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第69 |

- 1 号)
- ⑨ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑩ 同年 7 月 1 4 日 審議（同上）
- ⑪ 同年 1 0 月 6 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施（令和 6 年（行情）諮問第 1 4 7 号及び同第 1 3 8 0 号）、本件対象文書の見分、令和 6 年（行情）諮問第 1 4 7 号、同第 1 3 8 0 号及び令和 7 年（行情）諮問第 6 9 1 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分 2 について、文書の追加特定を求めるとともに、原処分 1 ないし原処分 3 について、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（原処分 2）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（原処分 2）について

（1）原処分 2 に係る本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「2 0 1 4 . 1 . 2 7 - 本本 B 9 6 3」とは、審査請求人が行った別件開示請求に係る開示請求受付番号であることから、本件開示請求は、別件開示請求において特定した文書及び当該文書に関連する文書の全てを求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に、本件開示請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書 2 に該当する文書の保有は確認できなかった。

（2）これを検討するに、本件対象文書の外に本件請求文書 2 に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書 2 に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書 2 の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認

められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、当審査会において見分したところ、平成28年度（行情）答申第495号（以下「先例答申」という。）における対象文書と同一であり、不開示部分も先例答申の諮問と同一である。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、各審査請求から諮問までにそれぞれ約6年10か月（原処分1）及び約6年7か月（原処分2）が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、各審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1及び本件請求文書3につき、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とし、本件請求文書2の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を同号に該当するとして不開示とした各決定については、本件請求文書2につき、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙 1

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「北朝鮮軍事便覧」（請求受付番号：2014. 1. 27－本本B963と同じ）。

(2) 本件請求文書 2

「北朝鮮軍事便覧」（請求受付番号：2014. 1. 27－本本B963と同じ）、及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書 3

「北朝鮮軍事便覧」（請求受付番号：2017. 1. 16－本本B1498と同じ）。

2 本件対象文書

北朝鮮軍事便覧（平成12年3月 中央資料隊）

3 原処分1及び原処分2の法5条該当性（不開示とした理由）（諮問第147号及び諮問第1380号）

これらを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報業務に関する判断の内容などが明らかとなり、防衛省・自衛隊の情報収集の関心及び能力並びに分析能力が推察され、じ後の情報収集業務に支障をきたし、我が国の防衛及び警備上の能力を減じる等の影響が生じるおそれがあり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

別紙 2

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊中央資料隊が平成12年3月に作成した「北朝鮮軍事便覧」である。

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、第1章ないし第9章で構成されており、北朝鮮に関する政治及び外交、軍事体制、国防機構、軍事動向、地上軍、海空軍及び防空部隊、工作及び情報保全、後方業務関連並びに準軍隊等に関する内容が記載されている。

処分庁は、本件対象文書中、中央資料隊が収集した情報を独自に分析し、評価した内容を記述した部分（本答申書別表）について、法5条3号に規定する不開示情報に該当するとして、これらを不開示とする原処分を行っていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 法5条3号該当性について

- (1) 本件対象文書中、法5条3号に該当するとして不開示とされているのは、本答申書別表に記載した整理番号①ないし⑬の部分である。
- (2) 整理番号①ないし⑬の各不開示部分には、北朝鮮の軍事に関する状況及び能力等についての情報が記載されていることが認められる。

諮問庁は、当該不開示部分は中央資料隊が公刊資料等から収集した情報を独自に分析し、一部の推定した部分を含めて評価した内容となっていると説明する。

本件対象文書を見分した結果に照らすとき、上記の諮問庁の説明には不自然、不合理な点は認められず、首肯し得るものであることから、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集の関心及び収集能力並びに情報分析能力が推察され、じ後の自衛隊による情報収集業務に支障が生じ、自衛隊の任務の効果的な遂行が妨げられるおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

- (3) したがって、これらの不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

別表（原処分において不開示とした部分）

番号	ページ	枚目	大項目	中項目	小項目	不開示とした部分
①	9 1	1 0 2	第 1 章	第 3 節	2（2）ア	記述の一部
②	1 1 1	1 2 2	第 1 章	第 3 節	3（1）	記述の一部
③	2 1 7	2 2 6	第 2 章	第 3 節	3（3）イ	記述の一部
④	2 2 7	2 3 5	第 3 章	第 1 節	3	記述の全て（項目名を除く。）
⑤	2 6 3	2 7 0	第 4 章	第 1 節	4	記述の全て（項目名を除く。）
⑥	2 7 6	2 8 3	第 4 章	第 2 節	2（2）イ	記述の一部
⑦	2 7 7 及び 2 7 8	2 8 4 及び 2 8 5	第 4 章	第 2 節	2（3）	記述の一部
⑧	2 8 3	2 9 0	第 4 章	第 2 節	3（1）	記述の一部
⑨	2 9 0	2 9 7	第 4 章	第 2 節	8（3）	記述の一部
⑩	3 3 1	3 3 6	第 5 章	第 2 節	3	記述の全て（項目名を除く。）
⑪	4 2 3	4 2 6	第 6 章	第 1 節	4	記述の全て（項目名を除く。）
⑫	4 4 6	4 4 9	第 6 章	第 2 節	4（1）	記述の全て（項目名を除く。）
⑬	4 6 6	4 6 9	第 6 章	第 3 節	4	記述の一部

※当審査会において整理した。

※ページ欄の数字は、本件対象文書に記載されたページを示す。

※枚目欄の数字は、表紙及び目次等を含めた枚数を示す。

※ただし、諮問庁は、当審査会からの問合せに対して、原処分 1 に係る上記番号⑧及び⑬の不開示部分について、「2 8 3 ページの全て」及び「4 6 6 ページの全て」とあるのは「2 8 3 ページの一部」及び「4 6 6 ページの一部」の誤記である旨説明した。